

失業給付手続きの際に必要なもの

●離職票（1 & 2）

※離職後概ね2週間以内に事業所から送付されます。概ね2週間経過しても送付されない場合は、ハローワークにご相談ください。（離職票が手元にない状態でも手続きを進められる場合があります。）

●身元（実在）確認書類

（種類によって1種類のみまたは2種類必要な書類があります）

- ・1種類で可能

マイナンバーカード、運転免許証、官公署発行の写真付き証明書

- ・異なる2種類が必要

マイナンバー通知カード、住民票、健康保険被保険者証等

※離職票—1の左上部欄に「個人番号登録なし」と記載されている場合は、手続き時にマイナンバーを登録しますので、マイナンバーが記載されている書類（マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、マイナンバー入り住民票）のいずれかを持参してください。

●写真2枚 ※高年齢・特例被保険者であった方は不要です。

（正面上半身、縦3.0cm×横2.4cm、白黒・カラー可）

※マイナンバーカードを所有している方は写真の省略が可能です。写真を省略した場合は各種手続の都度マイナンバーカードの提出が必要となりますのでご了承ください。

●振込を希望する預金通帳またはキャッシュカード（本人名義）

※過去に雇用保険の何らかの手続で金融機関を指定していて、そちらへの振込を希望する場合は省略可能です。

問い合わせ先：ハローワーク長井 雇用保険担当 TEL：0238（84）8609